

「さいたま市障害者総合支援計画2024～2026（令和6～8年度）素案」に対する意見募集の結果

意見番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案のページ番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
1	-	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に掲載されている言葉とのことだが、「医療技術の進歩に伴う医療的ケア児の増加・多様化」の意味がわかりにくい。	第1章	-	1	1	「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に掲載されている文言を使用しているため、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。
2	-	令和4年に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）となっているが、「令和4年5月に施行された」のように年月が明確になっている方がよい。	第1章	-	1	1	いただいたご意見を踏まえ、年月を明記するようにいたします。	素案を修正いたします。
3	-	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション法」から「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」へ修正してください（「施策推進」が）抜けています。	第1章	-	39	1	いただいたご意見を踏まえ、「施策推進」を追記いたします。	素案を修正いたします。
4	障害者の権利の擁護等に関する条例の理念の普及啓発	精神障害に対する理解促進および偏見解消のため、地域での普及啓発や学校教育の場を活用した早期疾病教育の必要がある。	第2章	1101	50	1	いただいたご意見を踏まえ、イベント等で精神障害を含む障害への理解の促進に努めてまいります。また、小学生向けノーマライゼーション条例のリーフレットの配布については、継続して実施してまいります。	素案のとおりといたします。
5	「誰もが共に暮らすための市民会議」の実施	説明文章の中にある「幅広い市民に参加していただき、お互いの理解と交流を深める場とする」との記載は、交流の場のみであると誤解が生じるため、交流を深める場であると共に、「施策に対する意見交換をする場」であり、「その意見は障害者政策委員会に市が報告を行われる」こと、また、「市民が政策立案に参画する場」であることを記載すべき。	第2章	1102	50	5	いただいたご意見を踏まえ、「交換された意見を障害者政策委員会に報告し」を追記します。また、「お互いの理解と交流を深める場としていきます。」から「十分な意見交換ができるように努めます。」に修正いたします。	素案を修正いたします。
6	精神疾患に関する理解促進	精神疾患を発症するとき、当事者と家族は大きな衝撃や困惑、恐怖等を感じ、孤立しがちであるという実態がある。精神疾患に関する正しい知識が社会に浸透することが重要である。同時に、孤立しがちな当事者と家族が支援にアクセスできるような情報提供が必要である。	第2章	1107	52	1	いただいた御意見を踏まえ、精神疾患に関する普及啓発に努めてまいります。	素案のとおりといたします。
7	市職員の障害者への理解促進	数値目標としては研修の参加割合となっているが、その理解度や理解の定着度こそを明確に数値として表すことも併せて必要と考える。	第2章	1108	52	1	さいたま市障害者総合支援計画2021～2023(令和3～5年度)においては、研修内容の役立ち度を指標としておりましたが、高い割合を維持していたことから、より多くの職員に障害者への理解を周知するため、研修の参加割合に指標を変更しております。	素案のとおりといたします。
8	ライフステージを通じた切れ目のない支援	学齢期（義務教育）から卒後の支援に移行する時期や、18歳で児と者の支援機関の切り替えなど、連続性のある支援が途切れる時期にも重点を置いた対策が必要と考える。現状の計画では不十分。 学齢期においては、普通級や支援級に進学した児童の生活が学校内だけでなく、家庭や放課後等の支援機関（放デイ等）との連携によって支えられていることを念頭に置き、行政が主導し、学校と地域の連携を図れるよう教育委員会への働きかけを行うべき。	第2章	2100	58	1	御意見も踏まえ、学校卒業後の支援への移行に関しても、より効果的な連携についてなどを、引き続き教育委員会と協議し、実施してまいります。	素案のとおりといたします。

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案の ページ 番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
9	ライフステージを通じた切れ目のない支援	障害者の中でも知的障害者の増加が目立つが、知的の支援学校は他市に通っている子も多い実態がある。市立の知的の支援学校を作る必要がある。	第2章	2100	58	1	知的障害のある児童生徒の教育環境の整備については、今後も埼玉県教育委員会と協議を続けてまいります。	素案のとおりいたします。
10	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	当事者と家族のニーズや状態には個性があるため、一人一人のステップに合わせた切れ目のない支援が求められる。医療・保健・福祉の多機関連携による支援体制の構築が必要である。同時に、当事者と家族が支援にアクセスできるよう支援体制の可視化や情報提供が必要である。	第2章	2207	64	1	いただいた御意見を踏まえ、関係機関が重層的に連携した支援体制の構築に取り組んでまいります。	素案のとおりいたします。
11	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	高齢の家族が当事者を支えるいわゆる8050問題が深刻化している実態がある。世帯全体を支えるという視点を基礎に、高齢福祉および精神保健福祉分野等の関係機関が連携した支援体制を構築する必要がある。	第2章	2207	64	1	いただいた御意見を踏まえ、関係機関が相互に連携し、地域の実態に応じた支援体制の構築に取り組んでまいります。	素案のとおりいたします。
12	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	支援体制の構築にあたっては、家族への依存を前提にするのではなく、公的な支援を前提とすることで、当事者と家族の自己実現を支援する視点が必要である。	第2章	2207	64	1	いただいた御意見を踏まえ、ご家族の負担や不安を軽減するための支援等についても取り組んでまいります。	素案のとおりいたします。
13	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	家族が疲弊し孤立しがちな実態があるため、家族が分かち合いや休息のために集える場の確保が必要である。同時に、地域の見守りや助け合いの意識を高めるなどのコミュニティづくりの視点が必要である。	第2章	2207	64	1	いただいた御意見は、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりいたします。
14	精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築	精神障害者の増加は大きい。病院依存から脱出するためにも地域で暮らす基盤作りに重点を置いてほしい。	第2章	2207	64	1	いただいた御意見を踏まえ、地域生活を支援する体制の構築に取り組んでまいります。	素案のとおりいたします。
15	高次脳機能障害の相談支援と普及啓発	「高次脳機能障害」を「高次脳機能障害・若年性認知症」に改め、「高次脳機能障害・若年性認知症の相談支援と普及啓発」とし、高次脳機能障害だけでなく、若年性認知症についても、相談支援、普及啓発を実施する計画にしてください。 そして、担当課は、障害者更生相談センターだけでなく、介護保険担当課も加えてください。	第2章	2212	65	1	いただいた御意見については、症状に応じた適切なサービスや制度の提供につながるよう関係機関への普及啓発などの施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりいたします。
16	日中一時支援事業における夕方支援の実施	日中一時支援の「預け先」という表現は不適切に思いますが、「利用先」などの表現に変更をご検討ください。	第2章	2215	66	1	ご指摘を踏まえ、修正いたします。	素案を修正いたします。
17	家族介護者の周知及び支援体制の充実	介護者の負担軽減は研修を開催することでは負担軽減にならないことは自明であろう。	第2章	2217	66	2	研修を実施するだけでなく、研修で学んだ知識等を通して家族介護者支援体制の充実を図っていく趣旨であります。なお、素案に記載したものについては高齢者向けの施策であるため、ご意見を参考に、事業掲載の整理・見直しをさせていただきます。	素案を修正いたします。

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案の ページ 番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
18	家族介護者の周知及び支援体制の充実	介護者の負担の内容、必要な支援の制度化について、介護者等を含んだ検討の場を早急に設けていくこと、また、介護している人の状況により、家族への社会心理的な支援内容は異なるはずであり、いきいき長寿推進課が担当するだけでは実態にそぐわない。	第2章	2217	66	2	素案に記載したのものは高齢者向けの施策ではありますが、ご意見のとおり、介護者支援（ケアラー支援）については、高齢分野に限らず、障害、児童分野等、多分野において、支援に関する理解を深めるための広報・啓発をはじめ、支援者向けの研修の実施、その他必要な取組を実施していくことが重要であると考えております。ご意見を参考に、事業掲載の整理・見直しをさせていただくとともに各分野における研修等の取組が支援者等にとってより効果的なものとなるよう努めてまいります。いただいたご意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案を修正いたします。
19	障害者の居住場所の確保	精神障害に対する偏見により当事者が賃貸契約を結ぶことが難しい実態がある。精神障害への理解促進および障害への合理的配慮の啓発のため、地域の不動産関係者や支援機関、住民などの連携につながる施策が必要である。	第2章	2300	68	1	いただいたご意見を踏まえ、引き続き、「誰もが権利の主体として、安心して地域で暮らしていける社会の実現を目指す」というノーマライゼーション条例の理念の普及・啓発に取り組んでまいります。また、事業者に向けて合理的配慮の周知をしております。	素案のとおりといたします。
20	障害者の居住場所の確保	当事者や家族にとって現実的に利用できる選択肢が増えるよう、居住場所の整備促進や居住支援が必要である。	第2章	2300	68	1	障害者が自ら選択した地域で生活することができるよう、引き続きグループホームの整備を促進して参ります。また、各区に設置している障害者生活支援センターにおいて、障害のある方やそのご家族の暮らしに関するご相談を受け付けております。	素案のとおりといたします。
21	障害者の居住場所の確保	グループホームなど特定の形態の中からだけでなく、当事者が居住場所・居住形態を自ら選択することができるよう多様な居住支援体制の整備が必要である。	第2章	2300	68	1	障害者等の住宅確保要配慮者が、居住場所・居住形態を自ら選択することができるよう、引き続き民間賃貸住宅等への入居支援を実施してまいります。	素案のとおりといたします。
22	グループホームの整備の促進	グループホームの数値目標は明記されているが、その質は問われていない。グループホームの増設のみに注視せず、当事者の自立の促進を図るため、施設の状況を利用する当事者や第三者の視点で定期的に評価できる仕組みが必要である。グループホームの実態把握やニーズ調査、地域のネットワークへの参加などを計画に位置づけるべきだ。	第2章	2301	68	2	ご意見を踏まえ、市として引き続き実態把握及びニーズ調査に努めてまいります。	素案のとおりといたします。
23	相談支援体制の充実	以下の、新しい実施事業を追記してください。 「視覚障害を専門とするワンストップの相談体制を整備し、国や福祉サービスなど必用とされる情報の周知をはかるとともに、就労やリハビリテーションなどの情報については、県、眼科医会等の専門機関と有機的連携を図り、視覚障害者の相談にあたります。」	第2章	2400	70	3	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案の ページ 番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
24	相談支援体制の充実	相談支援事業所はニーズに対して不足している状況。区に一つずつでも中核的な機能を持つ就労支援センターもしくは基幹相談支援センターなどを設けることが必要となると考えます。	第2章	2400	70	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。 基幹相談支援センターにつきましては、令和7年度までに全区に1か所の設置を予定しております。	素案のとおりといたします。
25	地域自立支援協議会等を中心とした相談支援の充実	障害者相談支援指針について毎年市が主催する研修等を開催することで共通の認識を持つことが必要。	第2章	2401	70	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
26	障害者生活支援センターの充実	障害者生活支援センターについて、プロポーザル方式にするのはなぜか。また、予算が少なすぎる。	第2章	2403	71	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。プロポーザル方式の採用理由については、相談件数の増加や相談内容が複雑化している近年の状況を鑑み、既存の運営法人はもとより、新規に参入を希望する法人からの優れた提案を募りたいと考えているためです。	素案のとおりといたします。
27	障害者生活支援センターの充実	障害者生活支援センターについて、障害別にした方が、支援しやすいのではないかと。	第2章	2403	71	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
28	障害者生活支援センターの充実	その地域の住民でないと障害者生活支援センターを利用できないとするのは、不便のような気がする。	第2章	2403	71	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
29	人材の確保・育成	新規事業項目として、成果指標を設定し、以下の事業を追記してください。 「視覚障害者の地域支援事業、代読・代筆支援員を育成、確保します。」	第2章	2500	73	3	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
30	人材の確保・育成	手話通訳者や要約筆記者の「養成・確保」ではなく、「養成・人材の確保」の記載に修正した方がいい。	第2章	2500	73	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
31	人材の確保・育成	専門職の育成を望みます。	第2章	2500	73	1	いただいたご意見は今後の施策を推進する上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
32	障害福祉分野に関わる人材確保・職場定着支援	イベントや普及開発だけでは人材確保は困難である。障害福祉分野の賃金の低さが、人材不足の大きな課題である。さいたま市独自で、公務員や民間企業との賃金格差をなくす制度の創設をすべきではないか。自治体から国への処遇改善や報酬の見直しなどの必要性について意見を上げるなどの対策も必要と考える。	第2章	2501	73	4	ご意見を踏まえ、国に対し適切な事業運営が可能な報酬体系となるよう働きかけてまいります。	素案のとおりといたします。

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案の ページ 番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
33	高次脳機能障害に関する職員研修の実施	「高次脳機能障害」を「高次脳機能障害・若年性認知症」に改め、「高次脳機能障害・若年性認知症に関する職員研修の実施」とし、高次脳機能障害だけでなく、若年性認知症についても、職員研修を実施する計画にしてください。 そして、担当課は、障害者更生相談センターだけでなく、介護保険担当課も加えて下さい。	第2章	2505	75	1	いただいた御意見については、症状に応じた適切なサービスや制度の提供につながるよう職員や関係機関向けの研修を実施する上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
34	視覚障害者等用資料を作製する人材の育成	埼玉点字図書館には視覚障害者等用資料を作製するボランティアを育成した実績がある。事業に埼玉点字図書館も記載し、(主管課として障害福祉課を併記)・周知することが、点字図書館運営費補助金交付の効果を最大化させ、ひいては視覚障害者等への多様な情報提供に資するものとする。	第2章	2509	76	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
35	保健福祉の専門的人材の養成・確保	どんなことを機能充実とするのかということも明記された方がいいと思います。	第2章	2510	76	1	地域福祉情報・研修センターはさいたま市社会福祉協議会の組織であり、今後も福祉人材の養成・確保のため、効果的な研修を実施できるよう本市と社会福祉協議会で連携を取りながら機能充実を図ってまいります。	素案のとおりといたします。
36	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	以下の通り、修正してください。 「また、市からのお知らせや行政サービス、行政手続き、イベントなどの情報提供及び利用に当たっては、アクセシビリティを確保したホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害の特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるように努めます。」	第2章	3100	78	1	行政手続きの利用については、素案の「行政サービス」に含まれるものです。	素案のとおりといたします。
37	情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	以下の新規事業を追記してください。 「障害者が情報取得等に利用する機器の利用方法を習得できるようにするため、講習会の実施、相談への対応、支援者の育成、派遣等必要な施策を講じます。」	第2章	3100	78	2	様々な障害種別の方が参加できる研修会の実施方法等を含め、検討してまいります。	素案のとおりといたします。
38	障害者等に配慮した情報提供	以下の修正が必要と考えます。 事業内容後半の「ホームページにおける情報提供に当たっては・・・」の対象が市の公式ホームページのみならず、市が管理するすべての公的機関（公共施設、議会、選挙管理委員会等）であることを明記する。	第2章	3101	78	1	市が管理するすべての公的機関が作成するホームページにガイドラインが準拠されるよう取り組んでまいります。	素案のとおりといたします。
39	障害者等に配慮した情報提供	以下の通り修正してください。 「また、障害特性に配慮したホームページ及び媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。さらに、ホームページによる情報提供に当たっては、ユーザビリティやアクセシビリティなどの考え方に沿ったガイドライン（日本産業規格JIS X 8341-3等）に準拠して、ホームページの作成・公開を行います。」	第2章	3101	78	2	ご指摘を踏まえ、一部修正いたします。 基本施策のとおり、ホームページやSNS等の様々な媒体やICTの利活用を促進するなど、それぞれの障害特性に応じた、誰もが利用でき、わかりやすいものとなるよう努めます。	素案を修正いたします。
40	障害者等に配慮した情報提供	以下の修正が必要と考えます。 「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づく試験を毎年実施し、①で示した全ホームページを対象とした「JIS X 8341-3:2016」の準拠率を成果指標として取り入れる。	第2章	3101	78	3	ガイドラインに準拠したホームページの作成・公開に努めます。	素案のとおりといたします。

意見 番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案の ページ 番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
41	障害者等に配慮した情報提供	さいたま市の障害者福祉ガイド」のPDF版、点字や音声読み上げ版の存在について、障害者本人や支援者に窓口その他で周知されていないため、知らない視覚障害者が大半です。	第2章	3101	78	1	区支援課窓口での案内や市報等を活用し、周知を行ってまいります。	素案のとおりといたします。
42	障害者等に配慮した情報提供	以下の通り修正して欲しいです。 「障害者やその家族が利用できる福祉サービス等の情報を、各障害別に整理するなど、わかりやすく記載したガイドブックを作成し、区役所での冊子版の配布やホームページへの掲載により、障害者福祉施策の周知を図ります。また、キーワード検索等で必要な情報が探せるように、視覚障害に配慮したアクセシビリティを確保したサイトや媒体によるガイドブックや市報さいたまを発行します。」	第2章	3101	78	2	誰もが支障なく情報を取得できるようにWEB アクセシビリティに配慮したコンテンツの作成に努めます。 いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
43	視覚障害者への情報提供の充実	次の内容を追記してください。 「障害者が情報取得等に利用する機器の利用方法を習得できるようにするため、講習会の実施、相談への対応、支援者の育成、派遣等必要な施策を講じます。」	第2章	3103	79	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
44	視覚障害者への情報提供の充実	点字図書館の利用実績と読書バリアフリー法の趣旨に則した取り組みについて、具体的に記載されることが、政令市移行時からのさいたま市交付の点字図書館運営費補助金の効果を拡大させ、市民の理解を深めることとなると考える。 記載案 「点字図書館には(運営費補助金の交付を通じ)、蓄積された技能やボランティアを活用し、アクセシブルな書籍の作製・提供を充実させる。 また、視覚障害者等に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報提供を行い、読書困難者の読書を支援する拡大読書機などの補助具、デジプレーヤー等の機器について、利用体験・習得の機会を提供する。さらにサビエ図書館及び国立国会図書館の視覚障害者専用データの送信サービス等にかかる、パソコン、タブレット、スマートフォン等を用いた利用方法に関する情報提供及び習得支援の充実を図る。」	第2章	3103	79	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
45	障害者の就労支援	以下を追記してください。 「採用後に障害者となった人について、国や県等の適切な機関につなぎ、必要な職業訓練の機会の確保等円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を行います。」	第2章	3200	81	3	障害の種類や先天的、後天的に限らず、その人に応じた案内をするよう努めてまいります。	素案のとおりといたします。
46	障害者優先調達の推進	調達件数が令和4年度の実績よりも令和6年度以降の調達件数が低くなっているのは何故か。260件以上に設定できるといいのではないか。	第2章	3203	82	1	総合振興計画の目標指標と統一しているため、素案のとおりといたします。	素案のとおりといたします。
47	アクセシビリティに配慮した空間の整備	「日本産業規格等の主旨を踏まえ、」から「日本産業規格等に準拠し、」という表現に修正してください。	第2章	3300	84	1	ご意見を踏まえ、「(バリアフリー法) や日本産業規格等の主旨を踏まえ、バリアフリー化に努めるとともに、」から「(バリアフリー法) の主旨を踏まえるとともに、日本産業規格等に準拠したバリアフリー化に努め、」に修正します。	素案を修正いたします。
48	市立施設の使用料減免	市民会館等が民間施設と共同ビル化が進んでいるが地下駐車場の障害者の無料がなくなっており、社会参加しにくい傾向が出ている。	第2章	3504	88	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
49	外出や移動の支援	「障害者の利用に係る公の施設の減免に関する条例」に同程度という文面を加え、難病患者の外出や移動の支援を広げてほしい。	第2章	3504 (3400)	88 (86)	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上での参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。

意見番号	関連施策・関連事業	ご意見の概要	章	コード	素案のページ番号	件数	ご意見に対する市の考え方	修正等の対応
50	-	子どもの高次脳機能障害に対する支援体制の充実について、さいたま市の施策を記してください。	第3章	-	95～	1	第3章第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画につきましては、国の基本指針に則り数値目標や障害福祉サービスの見込量などを設定しているところです。 いただいた御意見については、今後の子どもの高次脳機能障害に対する支援を推進していく上で参考とさせていただきます。	素案のとおりといたします。
51	-	1年以上精神病院に入院している精神障害のある人の人数は推計値ではなく、レセプトや生活保護受給者で入院中の人を調べるべきである。国連の障害者権利委員会からの勧告では、入院中の1人1人の状況を調査すべきとある。こうした調査の実施を計画に書き込む必要があり、その実態から退院後の地域生活に必要な支援を明確にすべきである。	第3章	-	96	2	目標値の設定につきましては、国の指針に基づき設定しております。しかし、設定に必要な数値の一部は、さいたま市単独で算出できないため、埼玉県の数値を参考に設定いたします。 また、入院中の1人1人の状況調査の実施につきましては、調査項目等に関する研究を進めて参ります。	素案のとおりといたします。
52	-	入院中の精神障害者の目標値について埼玉県の数値からさいたま市の分を算出する予定になっていますが、さいたま市で各病院に調査をしているので、計算式によると〇人、実態は〇人とするなど、把握している数値を具体的に明記することを希望します。	第3章	-	96	1	目標値の設定につきましては、国の指針に基づき設定しております。しかし、設定に必要な数値の一部は、さいたま市単独で算出できないため、埼玉県の数値を参考に設定いたします。	素案のとおりといたします。
53	-	グループホームの事業者が多様化している。虐待等が発生しないためにも、支援の質を担保できるよう、新規立ち上げの事業者等に対し、事業開始前に研修等を行うなどの取り組みができるといいのではないかと。また、地域住民に対し理解が深まる取組みについて、例示すべきである。	第3章	-	113	1	ご意見を踏まえ、開所する前に制度の主旨や地域との関係性づくりに対して助言指導に努めてまいります。	素案のとおりといたします。
54	-	失語症者向け意思疎通支援者の派遣について次期さいたま市障害者総合支援計画に位置付けて事業化を図ること、そして、さいたま市の実態に即した失語症者支援の体制を整備していくことを、計画に記して下さい。	第3章	-	126	1	いただいた御意見については、今後の施策を推進していく上で参考とさせていただきます。 今後、派遣事業の事業化に向けて、本市の実態に即した体制の調査を進めてまいります。	素案を修正いたします。
55	-	ノーマライゼーション条例のさいたま市として、「ダウン症とは何か」を示すべきではないでしょうか？	その他	-	-	1	素案については修正いたしません。素案外の資料編の用語解説に掲載することといたします。	素案のとおりといたします。
56	-	知的障害を抱えるケースが少ないダウン症のある子供たちのためにも、知的障害者の支援について計画されている箇所には、「ダウン症」の文言を追記していただきたく思います。	その他	-	-	1	知的障害の要因はダウン症以外にも様々あることから、ダウン症のみを明記することやすべての要因を明記することは困難と考えていますが、ダウン症については、資料編の用語解説に掲載することといたします。	素案のとおりといたします。

集計結果

意見提出者数	18名
意見項目数	56件
修正項目数	9件